

浴 風 会 定 款

社会福祉法人 浴 風 会

社会福祉法人浴風会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業の経営
- (チ) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (リ) 認知症介護研究・研修東京センターの経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人浴風会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域

福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都杉並区高井戸西 1 丁目 1 2 番 1 号に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名

(2) 監事 3 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 2 名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

第 6 条 理事のうち 6 名以内は、理事長の指名により各事業を担当とする常務理事とする。

2 常務理事のうち 1 名は、理事長の指名により専務理事とすることができる。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて、この法人業務を統括する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけて、この法人の常務を処理する。
専務理事がいる場合は、その調整を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長、専務理事及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 8 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第9条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、専務理事が、専務理事に事故あるとき、又はかけたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 会 長

(会長の選任)

第14条 この法人に会長1名を置き、理事会において選任する。

2 会長は、この法人の業務を総攬する。

第 4 章 顧 問 及 び 参 与

(顧問及び参与)

第15条 この法人に、顧問及び参与若干名を置く。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 16 条 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 17 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第18条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第19条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業及び第32条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（特別会計）

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（決算）

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第28条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第30条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 介護人材の育成事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第31条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第32条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸業

(2) 駐車場経営業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第33条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散及び合併

(解 散)

第34条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第36条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第37条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、社会福祉法人浴風会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 39 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の組織変更当初の役員は次のとおりとする。ただし、本会の組織変更後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理 事	斉 藤 惣 一
同	赤 木 朝 治
同	下 松 桂 馬
同	賀 川 豊 彦
同	葛 西 嘉 資
同	木 村 忠 二 郎
監 事	岡 正 路
同	佐 伯 武 雄

- 平成 12 年 8 月 8 日付定款変更認可申請に係る理事の増員に伴い選任される理事の任期は、定款第 7 条の規定にかかわらず、平成 14 年 7 月 14 日までとする。
- 平成 12 年 8 月 8 日付定款変更認可申請に係る評議員の増員に伴い選任される評議員の任期は、定款第 20 条の規定にかかわらず、平成 14 年 7 月 14 日までとする。

基本財産明細表

別表1のA

基本財産明細表

建 物

所属	名 称	取得年月日	構 造	所 在 地	延 面 積
本部	倉 庫	S39.6.6	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	杉並区高井戸西1丁目818番地4	231.94
"	礼拝堂	S2.12	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	杉並区高井戸西1丁目848番地1	393.02
	小 計		2 棟		624.96
養護	浴 風 園	H8.3.31	鉄筋コンクリート銅板葺 7階建	杉並区高井戸西1丁目818番地1	8,221.00
				" 818番地5	
				" 837番地	
	小 計		1 棟		8,221.00
特養	南 陽 園	H3.3.31	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	杉並区高井戸西1丁目824番地2	9,049.94
特養	第二南陽園	S61.12.11	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	杉並区高井戸西1丁目818番地5	5,420.22
				" 1丁目842番地1	
				" 1丁目848番地1	
特養	第三南陽園	H14.2.28	鉄筋コンクリート造ステンレス銅板葺 7階建地下1階	杉並区高井戸西1丁目818番地1	11,500.00
				杉並区高井戸西1丁目818番地5	
				杉並区高井戸西1丁目824番地2	
				杉並区高井戸西1丁目824番地4	
	小 計		3 棟		25,970.16
軽費	松 風 園	S59.3.31	鉄筋コンクリート鉄骨造銅板葺4階地下 1階	杉並区高井戸西1丁目818番地1	6,378.83
				1丁目818番地4	
				1丁目814番地3	
"	電 気 室	S59.3.31	鉄筋コンクリート造銅板葺 平家	上記の付属建物	15.37
"	ケアハウス	H8.3.31	鉄筋コンクリート銅板葺 6階建	杉並区高井戸西1丁目818番地1	5,278.99
				818番地5	
				837番地	
	小 計		3 棟		11,673.19
病院	浴風会病院	S51.3.12	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付 4階建	杉並区高井戸西1丁目848番地1	12,660.34
	小 計		1 棟		12,660.34
研究	研究・研修 センター	H13.2.28	鉄筋コンクリート一部鉄骨造6階地下1階	杉並区高井戸西1丁目848番地1	3,987.97
	小 計		1 棟		3,987.97
	合 計		11 棟		63,137.62

別表2のA

基本財産明細表

土地

用途	所在地	地番	地目	地積
	東京都杉並区高井戸西1丁目	848番1	宅地	m ² 19,745.70
	〃	814番3	〃	287.73
	〃	816番1	〃	206.61
	〃	817番1	〃	1,246.61
	〃	818番1	〃	15,167.17
養護老人ホーム	〃	818番4	〃	4,095.86
特別養護老人ホーム	〃	818番5	〃	2,736.96
軽費老人ホーム	〃	818番7	〃	835.55
浴風会病院	〃	824番2	〃	6,410.84
	〃	824番4	〃	1,166.94
	〃	837番	〃	2,511.23
	〃	838番1	〃	337.75
	〃	839番1	〃	535.86
	〃	840番1	〃	426.80
	〃	842番1	〃	7,137.95
	合計	15筆		62,849.56

(定款変更後の経過)

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和46年10月11日から施行する。

(特養の設置及び浴風会病院組織の確立)

附 則

この定款は、昭和48年11月22日から施行する。

(基本財産の変更)

附 則

この定款は、昭和49年11月28日から施行する。

(施設名称の変更)

附 則

この定款は、昭和52年11月4日から施行する。

(組織の変更)

附 則

この定款は、昭和60年4月1日から施行する。

(基本財産の変更他)

附 則

この定款は、昭和62年7月20日から施行する。

(特養の設置、基本財産の変更及び所属庁の変更)

附 則

この定款は、平成2年5月18日から施行する。

(厚生省定款準則に準拠する字句修正、有料老人ホーム黒光園の廃止)

附 則

この定款は、平成3年11月16日から施行する。

(社会福祉事業法及び老人福祉法等の一部改正、在宅福祉サービスセンターの位置付)

附 則

この定款は、平成4年3月30日から施行する。

(厚生省定款準則に合せる)

附 則

この定款は、平成6年6月22日から施行する。

(厚生省定款準則に合わせる、基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成8年4月1日から施行する。

(ケアハウス及び在宅介護支援センターの設置並びに基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成10年2月9日から施行する。

(厚生省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成12年3月9日から施行する。

(介護保険事業開始、監事増員)

附 則

この定款は、平成12年9月1日から施行する。

(役員を増員等について)

附 則

この定款は、平成14年2月28日から施行する。

(高齢者痴呆介護研究・研修東京センターの設置並びに基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成15年3月18日から施行する。

(第三南陽園及び浴風会グループホームひまわりの設置並びに基本財産の変更、厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成15年9月17日から施行する。

(病院再編整備に伴う基本財産の変更)

附 則

この定款は、平成17年1月27日から施行する。

(訪問介護員養成研修事業の追加)

附 則

この定款は、平成17年10月28日から施行する。

(老人居宅介護等事業の追加、厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成18年7月6日から施行する。

(厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成19年1月30日から施行する。

(老人介護支援センターの削除、障害福祉サービス事業及び地域包括支援センターの追加)

附 則

この定款は、平成20年2月4日から施行する。

(厚生労働省定款準則に合わせる)

附 則

この定款は、平成23年1月27日から施行する。

(専務理事の設置及び常務理事の増員等)

附 則

この定款は、平成25年5月9日から施行する。

(基本財産建物の変更)

附 則

この定款は、平成25年7月5日から施行する。

(訪問介護員養成研修事業名称の変更)

附 則

この定款は、平成26年6月12日から施行する。

(生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の追加)